



介護手当のご案内



浅口市社会福祉協議会では重度要介護者・重度障がい者を在宅で介護されている方に対し、介護の労をねぎらい、在宅福祉の向上を目的に介護手当の支給を実施します。

対象となる方

- ・浅口市在住者（市民税に所得割がかかっていない世帯の方）
 - ・在宅で下記の①または②の対象者を介護されている方
 - ①要介護 4 または要介護 5 の認定を受けている方
 - ②障がい者手帳 1・2 級、A・B を所持する方
- ※②の方は医師・保健師・介護支援専門員・障害者相談支援専門員・医療ソーシャルワーカー・精神保健福祉士が証明した日常生活動作状況票の提出が必要となります。
- 昨年より民生委員の証明は不可となっております。ご注意ください。

支給対象期間 令和 6 年 10 月～令和 7 年 9 月分

受付期間 令和 7 年 10 月 1 日（水）～10 月 31 日（金）

申請手続 浅口市社会福祉協議会（本所・金光支所・寄島支所）

- 介護保険証 または、各種障がい者手帳
 - 通帳（手当の振込先となる通帳）○印鑑
- ご持参の上、お手続きください。

そ の 他

在宅で介護されている方を対象としています。介護を受けている方が、長期の入院・入所等になる場合は対象となりません。

詳しくは社会福祉協議会までお問い合わせ下さい。



（お問合せ・お申込み） 浅口市社協 本所（鴨方） 44-7744
金光支所 42-7308 寄島支所 54-3317

